

第102号議案 長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則等で規定するもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 4

教 育 委 員 会
令和7年9月

1 条例施行規則等で規定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則等に規定する。

(1) 附属設備使用料（照明設備）

区 分	現 行	改正案
体育館（卓球・1台）	41円	廃止（学校施設使用料に含むため）
体育館（バドミントン・1面）	52円	
体育館（バレーボール・1面）	209円	
体育館（バスケットボール・1面）	209円	
体育館（スポーツ以外）	209円	
武道場又は柔剣道場	209円	
テニスコート（長崎商業高等学校・1コート）	628円	500円
運動場（小中学校）	1,361円	1,240円
長崎商業高等学校ソフトボール場	1,990円	1,240円

1 条例施行規則等で規定するもの

(2) 減免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	減免率100%	減免率50%

1 条例施行規則等で規定するもの

(2) 減免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率 100%	減免率 100%	多世代交流により児童生徒の社会性が育まれること、また、社会教育関係団体の活動促進が図られることで、家庭教育・社会教育の面から本市教育行政の進展が図られるため。
本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	減免率 100%	減免率 100%	多世代交流により児童生徒の社会性が育まれること、また、団体の活動促進が図られることで、地域と協働・連携した本市教育行政の進展が図られるため。
本市に所在する学校（学校教育法第1条に定める学校。大学及び高等専門学校を除く。）の児童・生徒で構成される団体が使用するとき	減免率 100%	減免率 100%	将来的な本市における競技力の向上につながることを期待されるため。